

昭和二十四年法律第一号

教育公務員特例法

目次

第一章 総則 (第一条・第二条)	2	学部長以外の部局長の採用のための選考は、評議会の議に基づき学長の定める基準により、学長が行う。
第二章 任免、人事評価、給与、分限及び懲戒	3	教員の採用及び昇任のための選考は、評議会の議に基づき学長の定める基準により、教授会の議に基づき学長が行う。
第一节 大学の学長、教員及び部局長 (第三条―第十条)	1	大学の教員人事の方針を踏まえ、その選考に關し、教授会に対しても意見を述べることができる。
第二节 大学以外の公立学校の校長及び教員 (第十一条―第十四条)	1	(転任)
第三节 専門的教育職員 (第十五条・第十六条)	1	学長、教員及び部局長は、学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学長の審査の結果によるのでなければ、その意に反して転任（現に学長の職に任命されている者を当該学長の職以外の職に任命する場合、現に教員の職に任命されている者を当該教員の職が置かれる部局に置かれる教員の職以外の職に任命する場合）及び現に部局長の職に任命されている者を当該部局長の職以外の職に任命する場合をいう。）をされることはない。
第四章 研修 (第二十一条―第二十五条の二)	1	前項の選考について教授会が審議する場合において、その教授会が置かれる組織の長は、当該
第五章 大学院修学休業 (第二十六条・第二十八条)	1	の結果によるのでなければ、その意に反して転任（現に学長の職に任命されている者を当該学長の職以外の職に任命する場合、現に教員の職に任命されている者を当該教員の職が置かれる部局に置かれる教員の職以外の職に任命する場合）及び現に部局長の職に任命されている者を当該部局長の職以外の職に任命する場合をいう。）をされることはない。
第六章 職員団体 (第二十九条)	1	前項の選考について教授会が審議する場合において、その教授会が置かれる組織の長は、当該
第七章 教育公務員に準ずる者に関する特例 (第三十条―第三十五条)	1	の結果によるのでなければ、その意に反して転任（現に学長の職に任命されている者を当該学長の職以外の職に任命する場合、現に教員の職に任命されている者を当該教員の職が置かれる部局に置かれる教員の職以外の職に任命する場合）及び現に部局長の職に任命されている者を当該部局長の職以外の職に任命する場合をいう。）をされることはない。
附則 第一章 総則	1	前項の選考について教授会が審議する場合において、その教授会が置かれる組織の長は、当該
（この法律の趣旨）	1	の結果によるのでなければ、その意に反して転任（現に学長の職に任命されている者を当該学長の職以外の職に任命する場合、現に教員の職に任命されている者を当該教員の職が置かれる部局に置かれる教員の職以外の職に任命する場合）及び現に部局長の職に任命されている者を当該部局長の職以外の職に任命する場合をいう。）をされることはない。
第一条 この法律は、教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基づき、教育公務員の任免、人事評価、給与、分限、懲戒、服務及び研修等について規定する。 （定義）	1	前項の選考について教授会が審議する場合において、その教授会が置かれる組織の長は、当該
第二条 この法律において「教育公務員」とは、地方公務員のうち、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）であつて地方公共団体が設置するもの（以下「公立学校」という。）の学長、校長（園長を含む。以下同じ。）、教員及び部局長並びに教育委員会の専門的教育職員をいう。	1	の結果によるのでなければ、その意に反して転任（現に学長の職に任命されている者を当該学長の職以外の職に任命する場合、現に教員の職に任命されている者を当該教員の職が置かれる部局に置かれる教員の職以外の職に任命する場合）及び現に部局長の職に任命されている者を当該部局長の職以外の職に任命する場合をいう。）をされることはない。
2 この法律において「教員」とは、公立学校の教授、准教授、助教、副校长（副園長を含む。以下同じ。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師をいう。	1	前項の選考について教授会が審議する場合において、その教授会が置かれる組織の長は、当該
3 この法律で「部局長」とは、大学（公立学校であるものに限る。第二十六条第一項を除き、以下同じ。）の副学長、学部長その他の他政令で指定する部局の長をいう。	1	の結果によるのでなければ、その意に反して転任（現に学長の職に任命されている者を当該学長の職以外の職に任命する場合、現に教員の職に任命されている者を当該教員の職が置かれる部局に置かれる教員の職以外の職に任命する場合）及び現に部局長の職に任命されている者を当該部局長の職以外の職に任命する場合をいう。）をされることはない。
4 この法律で「評議会」とは、大学に置かれる会議であつて当該大学を設置する地方公共団体の定めるところにより学長、学部長その他の者で構成するものをいう。	1	前項の選考について教授会が審議する場合において、その教授会が置かれる組織の長は、当該
5 この法律で「専門的教育職員」とは、指導主事及び社会教育主事をいう。	1	の結果によるのでなければ、その意に反して転任（現に学長の職に任命されている者を当該学長の職以外の職に任命する場合、現に教員の職に任命されている者を当該教員の職が置かれる部局に置かれる教員の職以外の職に任命する場合）及び現に部局長の職に任命されている者を当該部局長の職以外の職に任命する場合をいう。）をされることはない。
第二章 任免、人事評価、給与、分限及び懲戒	1	前項の選考について教授会が審議する場合において、その教授会が置かれる組織の長は、当該
第一节 大学の学長、教員及び部局長	1	の結果によるのでなければ、その意に反して転任（現に学長の職に任命されている者を当該学長の職以外の職に任命する場合、現に教員の職に任命されている者を当該教員の職が置かれる部局に置かれる教員の職以外の職に任命する場合）及び現に部局長の職に任命されている者を当該部局長の職以外の職に任命する場合をいう。）をされることはない。
（採用及び昇任の方法）	1	前項の選考について教授会が審議する場合において、その教授会が置かれる組織の長は、当該
第三条 学長及び部局長の採用（現に当該学長の職以外の職に任命されている者を当該学長の職に任命する場合及び現に当該部局長の職以外の職に任命されている者を当該部局長の職に任命する場合を含む。次項から第四項までにおいて同じ。）並びに教員の採用（現に当該教員の職が置かれる部局に置かれる教員の職以外の職に任命されている者を当該部局に置かれる教員の職に任命する場合を含む。以下この項及び第五項において同じ。）及び昇任（採用に該当するものを除く。同項において同じ。）は、選考によるものとする。	1	の結果によるのでなければ、その意に反して転任（現に学長の職に任命されている者を当該学長の職以外の職に任命する場合、現に教員の職に任命されている者を当該教員の職が置かれる部局に置かれる教員の職以外の職に任命する場合）及び現に部局長の職に任命されている者を当該部局長の職以外の職に任命する場合をいう。）をされることはない。
2 学長の採用のための選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、教育行政に関し識見を有する者について、評議会（評議会を置かない大学にあつては、教授会。以下同じ。）の議に基づき学長の定める基準により、評議会が行う。	1	前項の選考について教授会が審議する場合において、その教授会が置かれる組織の長は、当該
3 学部長の採用のための選考は、当該学部の教授会の議に基づき、学長が行う。	1	の結果によるのでなければ、その意に反して転任（現に学長の職に任命されている者を当該学長の職以外の職に任命する場合、現に教員の職に任命されている者を当該教員の職が置かれる部局に置かれる教員の職以外の職に任命する場合）及び現に部局長の職に任命されている者を当該部局長の職以外の職に任命する場合をいう。）をされることはない。

第八条 大学の教員に対する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の二第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「定年に達した日以後における最初の三月三十一日までの間ににおいて、条例で定める日」とあるのは「定年に達した日から起算して一年を超えない範囲内で評議会の議に基づき学長があらかじめ指定する日」と、同条第二項中「国」の職員につき定められている定年を基準として条例で」とあるのは「評議会の議に基づき学長が」と、同条第四項中「臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時に任用される職員」とする。	2	の結果によるのでなければ、その意に反して転任（現に学長の職に任命されている者を当該学長の職以外の職に任命する場合、現に教員の職に任命されている者を当該教員の職が置かれる部局に置かれる教員の職以外の職に任命する場合）及び現に部局長の職に任命されている者を当該部局長の職以外の職に任命する場合をいう。）をされることはない。
2 大学の教員については、地方公務員法第二十八条の二第三項及び第二十八条の三の規定は、適用しない。	2	前項の選考について教授会が審議する場合において、その教授会が置かれる組織の長は、当該
3 大学の教員への採用についての地方公務員法第二十八条の四から第二十八条の六までの規定の適用については、同法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項並びに第二十八条の六第一	3	の結果によるのでなければ、その意に反して転任（現に学長の職に任命されている者を当該学長の職以外の職に任命する場合、現に教員の職に任命されている者を当該教員の職が置かれる部局に置かれる教員の職以外の職に任命する場合）及び現に部局長の職に任命されている者を当該部局長の職以外の職に任命する場合をいう。）をされることはない。

項及び第二項中「任期を定め」とあるのは「教授会の議に基づき学長が定める任期をもつて」と、同法第二十八条の四第二項（同法第二十八条の五第二項及び第二十八条の六第三項において準用する場合を含む。）中「範囲内で」とあるのは「範囲内で教授会の議に基づき学長が定める結果によるのでなければ、懲戒処分を受けることはない。」	2 第九条 学長、教員及び部局長は、学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学長の審査期間をもつて」とする。
2 第四条第二項から第五項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。	2 第十条（任命権者） 大学の学長、教員及び部局長は、学長の申出に基づいて、任命権者が行う。
（採用及び昇任の方法）	2 大学の学長、教員及び部局長に係る標準職務遂行能力は、評議会の議に基づく学長の申出に基づいて、任命権者が定める。
第二節 大学以外の公立学校の校長及び教員	（採用及び昇任の方法）
（条件付任用）	第十一条 公立学校の校長の採用（現に校長の職以外の職に任命されている者を校長の職に任命する場合を含む。）並びに教員の採用（現に教員の職以外の職に任命されている者を教員の職に任命する場合を含む。以下この条において同じ。）及び昇任（採用に該当するものを除く。）は、選考によるものとし、その選考は、大学附置の学校にあつては当該大学の学長が、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園を除く。）にあつてはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長が、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園に限る。）にあつてはその校長及び教員の任命権者である地方公共団体の長が行う。
第十二条 公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教諭等」という。）に係る地方公務員法第二十二条に規定する採用については、同条中「六月」とあるのは「一年」として同条の規定を適用する。	2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十条に定める場合のほか、公立の小学校等の校長又は教員で地方公務員法第二十二条（同法第二十二条の二第七項及び前項の規定において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により正式任用になつている者が、引き続き同一都道府県内の公立の小学校等の校長又は教員に任用された場合には、その任用については、同法第二十二条の規定は適用しない。
（校長及び教員の給与）	（校長及び教員の給与）
第十三条 公立の小学校等の校長及び教員の給与は、これらの者の職務と責任の特殊性に基づき条例で定めるものとする。	第十三条 公立の小学校等の校長及び教員の給与は、これらの者の職務と責任の特殊性に基づき条例で定めるものとする。
2 前項に規定する給与のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項の規定により支給することができる義務教育等教員特別手当は、これらの者の中次に掲げるものを対象とするものとし、その内容は、条例で定める。	2 前項に規定する給与のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項の規定により支給することができる義務教育等教員特別手当は、これらの者の中次に掲げるものを対象とするものとし、その内容は、条例で定める。
一 公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に勤務する校長及び教員	一 公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に勤務する校長及び教員
二 前号に規定する校長及び教員との均衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部若しくは幼稚部、幼稚園又は幼保連携型認定こども園に勤務する校長及び教員	二 前号に規定する校長及び教員との均衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部若しくは幼稚部、幼稚園又は幼保連携型認定こども園に勤務する校長及び教員
（休職の期間及び効果）	（休職の期間及び効果）
第十四条 公立学校の校長及び教員の休職の期間は、結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職においては、満二年とする。ただし、任命権者は、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において、その休職の期間を満三年まで延長することができる。	第十四条 公立学校の校長及び教員の休職の期間は、結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職においては、満二年とする。ただし、任命権者は、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において、その休職の期間を満三年まで延長することができる。

2 前項の規定による休職者には、その休職の期間中、給与の全額を支給する。	第三節 専門的教育職員 （採用及び昇任の方法）
（兼職及び他の事業等の従事）	第十五条 専門的教育職員の採用（現に指導主事の職以外の職に任命されている者を指導主事の職に任命する場合及び現に社会教育主事の職以外の職に任命されている者を社会教育主事の職に任命する場合を含む。以下この条において同じ。）及び昇任（採用に該当するものを除く。）は、選考によるものとし、その選考は、当該教育委員会の教育長が行う。
第十七条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会。第二十三条第二項及び第二十四条第二項において同じ。）において認める場合に、は、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。	（公立学校の教育公務員の政治的行為の制限）
第十八条 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第三十六条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。	第十八条 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第三十六条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。
2 前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の处罚につき国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第一百十一条の二の例による趣旨を含むものと解してはならない。（大学の学長、教員及び部局長の服務）	2 前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の处罚につき国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第一百十一条の二の例による趣旨を含むものと解してはならない。（大学の学長、教員及び部局長の服務）
第十九条 大学の学長、教員及び部局長の服務について、地方公務員法第三十条の根本基準の実施に関する必要な事項は、前条第一項並びに同法第三十一条から第三十五条まで、第三十七条及び第三十八条に定めるものを除いては、評議会の議に基づき学長が定める。	3 第一項の場合においては、地方公務員法第三十八条第二項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。
第二十条 削除	（研修）
第二十一条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。	第二十二条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。
2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。	2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
3 教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。	3 教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

(校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針)

第二十二条の二 文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、次条第一項に規定する指標の策定に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する基本的な事項

二 次条第一項に規定する指標の内容に関する事項

三 その他公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

3 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(校長及び教員としての資質の向上に関する指標)

第二十二条の三 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参考し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下「指標」という。）を定めるものとする。

2 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ第二十二条の五第一項に規定する協議会において協議するものとする。

3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

4 独立行政法人教職員支援機構は、指標を策定する者に対して、当該指標の策定に関する専門的な助言を行うものとする。

(教員研修計画)

第二十二条の四 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画（以下この条において「教員研修計画」という。）を定めるものとする。

2 教員研修計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 任命権者が実施する第二十三条第一項に規定する初任者研修、第二十四条第一項に規定する中堅教諭等資質向上研修その他の研修（以下この項において「任命権者実施研修」という。）に関する基本的な方針
- 2 任命権者実施研修の体系に関する事項
- 3 任命権者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項
- 4 研修を奨励するための方途に関する事項
- 5 前各号に掲げるもののほか、研修の実施に関必要な事項として文部科学省令で定める事項

第二十二条の五 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、教員研修計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(協議会)

該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議並びに当該協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 1 指標を策定する任命権者
- 2 公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に関する大学として文部科学省令で定める者
- 3 その他当該任命権者が必要と認める者
- 4 前項に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、協議会が定める。

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（臨時に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を除く。）に對して、その協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前項に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、協議会が定める。

(初任者研修)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（臨時に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を除く。）に對して、その協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

教諭等の職に任命する場合を含む。附則第五条第一項において同じ。) の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

2 任命権者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。

3 指導教員は、初任者に対しても教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行ふものとする。

(中堅教諭等資質向上研修)

第二十四条 公立の小学校等の教諭等（臨時に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この項において同じ。）の任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（以下「中堅教諭等資質向上研修」という。）を実施しなければならない。

2 任命権者は、中堅教諭等資質向上研修を実施するに当たり、中堅教諭等資質向上研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに中堅教諭等資質向上研修に関する計画書を作成しなければならない。

(指導改善研修)

第二十五条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。

2 指導改善研修の期間は、一年を超えてはならない。ただし、特に必要があると認めるときは、任命権者は、指導改善研修を開始した日から引き続き二年を超えない範囲内で、これを延長することがができる。

3 任命権者は、指導改善研修を実施するに当たり、指導改善研修を受ける者の能力、適性等に応じて、その者ごとに指導改善研修に関する計画書を作成しなければならない。

4 任命権者は、指導改善研修の終了時において、指導改善研修を受けた者の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行わなければならない。

5 任命権者は、第一項及び前項の認定に当たっては、教育委員会規則（幼保連携型認定こども心理学の改善の程度に関する認定の規則。次項において同じ。）で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者（親権を行ふ者及び未成年後見人をいう。）である者の意見を聴かなければならぬ。

6 前項に定めるもののほか、事実の確認の方法その他第一項及び第四項の認定の手続に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

7 前各項に規定するもののほか、指導改善研修の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

(指導改善研修後の措置)

第二十五条の二 任命権者は、前条第四項の認定において指導の改善が不十分でお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める教諭等に對して、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

第五章 大学院修学休業

(大学院修学休業の許可及びその要件等)

第二十六条 公立の小学校等の主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（以下「主幹教諭等」という。）で次の各号のいずれにも該当する

するものは、任命権者の許可を受けて、三年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、大學（短期大学を除く。）の大學院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大學生の課程（次項及び第一二八条第二項において「大學院の課程等」という。）に在学してその課程を履修するための休業（以下「大學院修学休業」という。）をすることができる。

一 主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師にあつては教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する教諭の専修免許状、養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭については同法に規定する養護教諭の専修免許状、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭にあつては同法に規定する栄養教諭の専修免許状の取得を目的としていること。

二 取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状（教育職員免許法に規定する教諭の一種免許状若しくは特別免許状、養護教諭の一種免許状又は栄養教諭の一種免許状であつて、同法別表第三、別表第五、別表第六、別表第七の規定により専修免許状の授与を受けるようとする場合には有することを必要とされるものをいう。次号において同じ。）を有していること。

三 取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状について、教育職員免許法別表第三、別表第五、別表第六、別表第七の二又は別表第七に定める最低在職年数を満たしていること。

四 条件付採用期間中の者、臨時に任用された者、初任者研修を受けている者その他政令で定める者でないこと。

大學院修学休業の許可を受けようとする主幹教諭等は、取得しようとする専修免許状の種類、在学しようとする大學院の課程等及び大學院修学休業をしようとする期間を明らかにして、任命権者に対し、その許可を申請するものとする。

第二十七条 大學院修学休業をしている主幹教諭等は、地方公務員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 大學院修学休業をしていての期間については、給与を支給しない。

（大學院修学休業の許可の失效等）

第二十八条 大學院修学休業の許可は、當該大學院修学休業をしていての期間については、その効力を失う。

2 任命権者は、大學院修学休業をしていての主幹教諭等が當該大學院修学休業の許可に係る大學院の課程等を退学したことその他政令で定める事由に該当すると認めるときは、當該大學院修学休業の許可を取り消すものとする。

第六章 職員団体

（公立学校の職員の職員団体）

第二十九条 地方公務員法第五十三条及び第五十四条並びに地方公務員法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第七十一号）附則第二条の規定の適用については、一の都道府県内の公立学校の職員のみをもつて組織する地方公務員法第五十二条第一項に規定する職員団体（當該都道府県内の一の地方公共団体の公立学校の職員のみをもつて組織するものを除く。）は、當該都道府県の職員をもつて組織する同項に規定する職員団体とみなす。

2 前項の場合において、同項の職員団体は、當該都道府県内の公立学校の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、當該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより審査請求をし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び當該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。

第七章 教育公務員に準ずる者に関する特例

（教員の職務に準ずる職務を行ふ者等に対するこの法律の準用）

第三十条 公立の学校において教員の職務に準ずる職務を行ふ者並びに国立又は公立の専修学校又は各種学校の校長及び教員については、政令の定めるところにより、この法律の規定を準用する。

第三十一条 文部科学省に置かれる研究施設で政令で定めるもの（以下この章において「研究施設」という。）の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者（以下この章において「研究施設研究教育職員」という。）に対する國家公務員法第八十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は第五十五年第一条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日」とあるのは「定年に達した日から起算して一年を超えない範囲内で文部科学省令で定めるところにより任命権者があらかじめ指定する日」と、同条第二項中「年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、當該各号に定める年齢とする。」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任命権者が定める。」と、同条第三項中「臨時の職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時の職員」とする。

研究施設研究教育職員については、國家公務員法第八十一条の三の規定は、適用しない。

3 研究施設研究教育職員への採用についての國家公務員法第八十一条の四及び第八十一条の五の規定の適用については、同法第八十一条の四第一項及び第八十一条の五第一項中「任期を定め」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任命権者が定める任期をもつて」と、同法第八十二条の四第二項（同法第八十一条の五第二項において準用する場合を含む。）中「範囲内で」とあるのは「範囲内で文部科学省令で定めるところにより任命権者が定める期間をもつて」とする。

第三十二条 研究施設の長及び研究施設研究教育職員の服務について、國家公務員法第九十六条第一項の根本基準の実施に関し必要な事項は、同法第九十七条から第百五条まで又は国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）に定めるものを除いては、任命権者が定める。

第三十三条 前条に定める者は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

前項の場合においては、國家公務員法第一百一条第一項の規定に基づく命令又は同法第一百四条の規定による承認又は許可を要しない。

第三十四条 研究施設研究教育職員（政令で定める者に限る。以下この条において同じ。）が、国及び行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）以外の者が國若しくは指定行政執行法人（行政執行法人のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して國の行う研究と同等の公益性を有する研究を行うものとして文部科学大臣が指定するもの）をいう。以下この項において同じ。）と共同して行う研究又は國若しくは指定行政執行法人の委託を受けて行う研究（以下この項において「共同研究等」という。）に従事するため國家公務員法第七十九条の規定により休職にされた場合において、當該共同研究等への従事が當該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に該当するときは、研究施設研究教育職員に関する國家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第二百八十二号）第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用について、當該休職に係る期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

前項の規定は、研究施設研究教育職員が國及び行政執行法人以外の者から國家公務員退職手当法の規定による退職手当に相当する給付として政令で定めるものの支払を受けた場合には、適用しない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十五条 研究施設の長及び研究施設研究教育職員については、第三条第一項、第二項及び第五項、第五条の二、第六条、第七条、第二十一条並びに第二十二条の規定を準用する。この場合において、第三条第二項中「評議会（評議会を置かない大学にあつては、教授会。以下同じ。）の議に基づき学長」とあり、同条第五項、第五条の二第二項及び第六条中「評議会の議に基づき学長」とあり、及び教授会の議に基づき学長」と

(施行期日) 附 則 (昭和五六年四月一四日法律第二三号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七八号)

2 1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。
この法律の施行の日の前において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに關し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることがで
きる。

附 則 (昭和六三年五月三一日法律第七〇号)

第一条 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。

第二条 削除 (初任者研修の実施等に関する経過措置)

第三条 小学校、中学校及び高等学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部及び高等部(以下この条において「特定小学校等」という。)の教諭等に対する新法第二十条の二第一項の初任者研修は、昭和六十四年度から昭和六十六年度までの各年度においては、同項の規定にかかるらず、特定小学校等の教諭等に採用される者の数の推移その他の事情を考慮し、政令で指定する学校の教諭等に対しては、これを実施しないことができる。

2 新法第十三条の二第一項及び第二項の規定は、前項の政令で指定する学校以外の特定小学校等の教諭等について適用し、これらの規定が適用された者については、なお従前の例による。

附 則 (平成三年四月一日法律第二三号) 抄

1 この法律は、平成三年七月一日から施行する。

附 則 (平成四年五月六日法律第三七号) 抄

1 この法律は、平成四年七月一日から施行する。

附 則 (平成九年四月九日法律第三一号) 抄

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、改正後の第二十一条の二の規定は、この法律の施行の日以後の休職に係る期間について適用する。

附 則 (平成一〇年六月一二日法律第一〇一号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年五月二八日法律第五五号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

1 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年七月七日法律第八三号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年七月七日法律第八七号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一一年七月七日法律第八三号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定

(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第一百二条の規定(公布の日)

(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十二条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十六条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年七月二二日法律第一〇七号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年八月一三日法律第一二九号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第四章、第五章、第四十条第二項から第六項まで、第四十二条第一号の改正規定に係る部分を除く。),附則第七条から第九条まで及び附則第十二条の規定並びに附則第十条中裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)本則の改正規定、同法本則第一号の改正規定及び同法本則に一号を加える改

正規定（国家公務員倫理法第十条から第十二条まで及び第二十二条から第三十九条までの規定に係る部分に限る。）公布の日

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六六号）抄

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第八条、第九条及び第十一

条から第十三条までの規定は、同日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第二二〇号）抄

第一条 この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に

掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 略

第三条 第十二条中教育公務員特例法第二十二条の改正規定 平成十三年一月六日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成一一年四月二八日法律第五二号）

（施行期日）

1 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

（大学院修学休業の許可の申請等）

2 第一条の規定による改正後の教育公務員特例法第二十条の三第一項の規定による大学院修学休業の許可に係る同条第二項の規定による申請並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十六条又は第三十九条の規定による意見の申出及び同法第三十八条第一項の規定による内申は、この法律の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成一四年六月一一日法律第六三号）

（施行期日）

この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年七月一六日法律第一一七号）抄

（施行期日）

この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（教育公務員特例法の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この法律の施行前に国立大学の教員又は国立高等専門学校の教員であつた者の休職に係る

（教育公務員特例法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行前に国立大学の教員であつた者の休職に係る（その他の経過措置の政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一五年七月一六日法律第一一九号）抄

（施行期日）

この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第六十八号）の施行の日から施行す

る。

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

附 則（平成一六年五月一一日法律第四九号）抄

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年七月一五日法律第八三号）抄

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年一一月七日法律第一一五号）抄

この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年三月三一日法律第二四号）抄

この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年六月二一日法律第八〇号）抄

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年六月二七日法律第九六号）抄

この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年六月二七日法律第九八号）抄

この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年八月二二日法律第六七号）抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定

は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成一六年五月一四日法律第三四号）抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施

附 則（平成一四年八月二二日法律第六七号）抄

この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成一十六年法律第六十六号、以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成一六年六月一三日法律第六七号）抄

この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成一十六年法律第六十六号、以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

規定する指定特定独立行政法人に係るものに従事するため国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた研究施設研究教育職員（旧教育公務員特例法第三十四条第一項に規定する研究施設研究教育職員をいう。）の当該休職に係る期間で、旧教育公務員特例法第三十四条第一項の規定に基づき国家公務員退職手当法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなされていたものに係る同法の規定の適用については、なお従前の例による。

（処分等の効力）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為とみなす。（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附 則（平成二十六年六月二〇日法律第七六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三条及び第二十二条の規定 公布の日
- 二 附則第二十条の規定 この法律の公布の日又は地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）の公布の日のいずれか遅い日

（教育公務員特例法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 附則第二条第一項の場合においては、前条の規定による改正後の教育公務員特例法第二条第一項及び第十六条の規定は、適用せず、前条の規定による改正前の教育公務員特例法第二条第一項及び第十六条の規定は、なおその効力を有する。（政令への委任）

第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二七年六月二十四日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年一一月二八日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定（教育職員免許法第四条の改正規定及び同法附則第十七項の改正規定（同項を附則第十六項とする部分を除く。）に限る。）並びに次条並びに附則第三条、第十二条及び第十一条の規定 公布の日

（教育公務員特例法の一部改正に伴う準備行為）

第二条 文部科学大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第一条の規定による改正後の教育公務員特例法（第三項において「新教特法」という。）第二十二条の

二第一項及び第二項の規定の例により、同条第一項に規定する指針（以下この条において「指針」という。）を定めることができる。
2 文部科学大臣は、前項の規定により指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 第一項の規定により定められた指針は、施行日において新教特法第二十二条の二第一項及び第二項の規定により定められた指針とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第三号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十六条 条この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二九年五月一七日法律第二九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三一日法律第一一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年六月一六日法律第七五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。